

料率決定

発行(2024年6月) 綾部市若竹町8-1 綾部市市民環境部市民・国保課 TEL 0773(42)4246(直通)



令和6年度国民健康保険の料率が決定しました。

※料率の改定を行います。詳細は2ページ目をご覧ください。

区 分	医療給付費分 (全ての加入者)	後期高齢者支援金分 (全ての加入者)	介護納付金分 (40歳～64歳(*1)の加入者)
所得割 (令和5年中の 基準所得金額)	① 加入者の賦課基準所得金額(*2) × 7.79%	④ 加入者の賦課基準所得金額(*2) × 3.13%	⑦ 加入者の賦課基準所得金額(*2) × 2.74%
均等割 (1人につき) (*3)	② 加入者数 × 25,800円	⑤ 加入者数 × 10,400円	⑧ 加入者数 × 13,000円
平等割 (1世帯につき)	③ 17,100円	⑥ 6,800円	⑨ 6,500円
計 (それぞれ10円 未満切捨て)	A…①+②+③	B…④+⑤+⑥	C…⑦+⑧+⑨
賦課限度額	65万円	24万円	17万円
年間保険料額	A + B + C		

*1 年度の途中で40歳になる方は、40歳になるその月(1日が誕生日の方はその前月)分から対象

年度の途中で65歳になる方は、65歳になる前月(1日が誕生日の方はその前々月)分まで対象

*2 賦課基準所得金額は、前年(令和5年)の総所得金額等から市府民税の基礎控除額43万円を引いた金額
(合計所得金額が2,400万円を超える場合は段階に応じて減額します。)

*3 未就学児(平成30年4月2日以降にお生まれの方)にかかる均等割額の1/2を軽減します。

算定例

加入者	賦課基準所得金額
世帯主 40歳	1,000,000円
妻 35歳	300,000円

保険料の納付義務は世帯主にあります。世帯主自身が国保に加入されていなくても、世帯の中でどなたかが国保に加入されていれば、世帯主宛に保険料の通知書や納付書を送ります。

<ご相談ください>

保険料や医療機関等に支払う一部負担金について、災害や廃業などにより前年と比べて所得が激減し、生活が著しく困窮した場合に、減免を受けられる場合があります。



A 医療給付費分の保険料(全ての加入者)

①所得割額 1,300,000円 × 7.79% = 101,270円
②均等割額 加入者2人 × 25,800円 = 51,600円
③平等割額 1世帯 17,100円

年額 ①+②+③ = 169,970円…A

B 後期高齢者支援金分の保険料(全ての加入者)

④所得割額 1,300,000円 × 3.13% = 40,690円
⑤均等割額 加入者2人 × 10,400円 = 20,800円
⑥平等割額 1世帯 6,800円

年額 ④+⑤+⑥ = 68,290円…B

C 介護納付金分の保険料(40歳～64歳の加入者)

⑦所得割額 1,000,000円 × 2.74% = 27,400円
⑧均等割額 加入者1人 × 13,000円 = 13,000円
⑨平等割額 1世帯 6,500円

年額 ⑦+⑧+⑨ = 46,900円…C

年間保険料額

A + B + C = 285,160円

国民健康保険料率が変わります

～国保の安定した運営のために、ご理解とご協力をお願いします～

12年ぶりに保険料率の引き上げを行います。

引き上げの理由は、国保準備基金（貯金）が少なくなったことにあります。

近年は加入者数が減る一方、高齢化や医療技術の高度化により1人当たりの医療費は増加傾向です＝グラフ①。厳しい財政運営が続いていましたが、基金を活用して収入を補填し、加入者の皆さんの負担軽減を図るため、平成24年度以降11年連続で保険料率を据え置いてきました。

その結果、基金残高は減り続け、令和5年度決算では約2億円まで減少。保険料率を引き上げない場合、令和6年度末にはさらに減少する見込みです＝グラフ②。

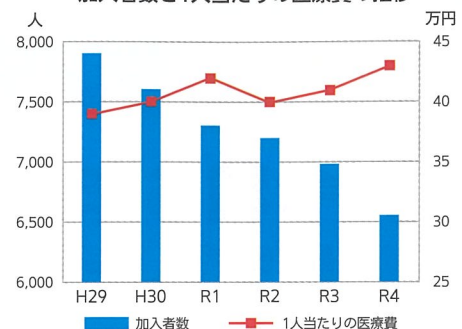
国保を安定的に運営するには一定の基金を確保する必要があるため、加入者の皆さんに負担を求めざるを得ない状況になっています。

現在の医療水準に見合う保険料率にするには、令和6年度決定した料率よりも大きな引き上げが必要になります。これに対し、物価高騰などの社会情勢を踏まえ加入者の皆さんの急激な負担増にならないよう、激変緩和措置として、基金を取り崩しながら複数年にかけて、段階的に保険料率を引き上げ、医療費水準に応じた額にする予定です。

社会情勢が厳しい中での料率改正により、ご負担をお願いすることになりますが、国民健康保険制度に対するご理解をいただくとともに、日ごろから健康の維持増進を心掛けていただき、国保財政の健全化に一層のご協力をお願いいたします。

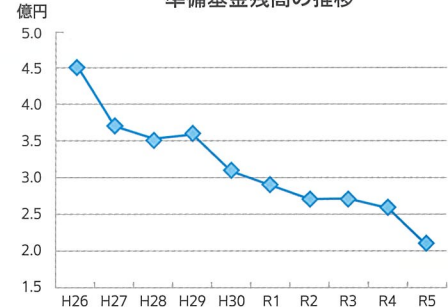
〈グラフ①〉

加入者数と1人当たりの医療費の推移



〈グラフ②〉

準備基金残高の推移



令和5年度	医療 給付費分	後期高齢 支援金分	介護 納付金分
所得割	7.10%	2.69%	3.04%
均等割	20,400円	7,700円	10,500円
平等割	14,500円	5,500円	5,400円



令和6年度	医療 給付費分	後期高齢 支援金分	介護 納付金分
所得割	7.79%	3.13%	2.74%
均等割	25,800円	10,400円	13,000円
平等割	17,100円	6,800円	6,500円

令和6年度国民健康保険制度改正のお知らせ

保険料の軽減判定所得が改正されます

・保険料の均等割額と平等割額の軽減措置が拡大

同じ世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に、国民健康保険料が軽減されます。

【改正なし】 7割軽減 基礎控除額「43万円」+10万円×(給与所得者等の数－1)

【改正あり】 5割軽減 43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)

【改正あり】 2割軽減 43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)

※「給与所得者等の数」は、一定の給与所得者(給与収入55万円超)又は公的年金に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上))の人数です。

※「被保険者数」には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

～40歳から74歳の方へ～

特定健診を受けて、今の健康状態をチェックしましょう

特定健康診査はわずかな負担であなたの健康を守ります！

特定健康診査は、あなたの健康を保つ第1歩です！全国平均と比較すると、綾部市の受診率は低い状況です。生活習慣病を未然に防ぐために、ぜひ積極的に受診してください！！

◎特定健康診査の検査項目

問診、身体計測、診察、血液検査（血中脂質・血糖・肝機能・腎機能・貧血・痛風等）、
血圧、尿検査、心電図、眼底検査（必要な方のみ）

◎実施方法

・集団健診（各地区公民館などで実施） ・個別健診（市内対象医療機関で実施）

◎受診費用

通常なら約10,000円かかる検査が、自己負担1,000円で受診可能
（市民税非課税世帯に属する方は免除申請により無料で受診可能）

詳細は4月に対象者の方へお送りしました「健康診査・がん検診のご案内」（ピンク色の封筒）をご覧ください。



人間ドック費用の助成

綾部市国民健康保険に引き続き1年以上加入されている方（人間ドック受診日時点で1年経過する場合も可。保険料に未納がないことが条件。）を対象に人間ドック費用額の**7割を助成**しています。**令和6年度から補助割合が変わりました。**

受診を希望される方は、保険証と受診券をご持参の上、市役所市民・国保課窓口もしくは直接医療機関へ申込みをお願いします。

補助対象医療機関：綾部市立病院（Aコース～Fコース） 電話 43-0123
京都協立病院（Gコース、Hコース） 電話 42-0440
綾部ルネス病院（Iコース） 電話 42-8601



あやべ健康プラザ(水夢)の利用助成

綾部市国民健康保険の加入者（保険料に未納がないことが条件）を対象に、新規に入会した年度においては入会金を、また、翌年度以降も継続して会員の方には会費の1か月分（いずれも消費税除く）を助成しています。



ご自身の健康管理にご活用ください! kenkom(ケンコム)

綾部市国民健康保険では、特定健康診査や人間ドックを受診された方を対象に、ご自身の健診結果や様々な健康情報をインターネットやアプリで提供する kenkom(ケンコム)を運用しています。



※令和6年6月よりQUPiO Plus(クピオプラス)からkenkom(ケンコム)に移行しました。

他の健康保険に加入された方や被扶養者に該当される方はありませんか？

国保に加入していた方が、他の健康保険に加入された場合は、国保の脱退手続きが必要です。国保の脱退手続きをされないと保険料がかかり続けますので、ご注意ください。

ご家族の中で、社会保険等に参加されている方がおられましたら、いま一度、勤務先などに被扶養者の認定要件を確認されることをお勧めします。



● 65歳未満の非自発的失業者の方の保険料を軽減します

- 対象者 会社の倒産や解雇など非自発的な理由により離職した方で、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載の離職理由番号が、「11、12、21、22、23、31、32、33、34」である方
- 軽減内容 前年の給与と所得を100分の30として、保険料を計算します。
- 軽減期間 離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間
- 届出方法 本人確認書類と雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をご持参の上、下記窓口へお越しください。



● 産前産後期間の国民健康保険料を軽減します

- 対象者 出産予定の国民健康保険被保険者の方
- 軽減内容 出産予定日（出産日）が属する月の前月から4か月相当分が軽減されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日（出産日）の属する月の3か月前から6か月相当分が軽減されます。
- 届出方法 本人確認書類と出産する方の名前・出産予定日が確認できる書類（母子健康手帳など）をご持参の上、下記窓口へお越しください。出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。



マイナ保険証をご利用ください！

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されません

マイナンバーカードの読取機器を設置している医療機関・薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。各種受給者証等はこれまでどおり提示が必要です。

利用には、事前にマイナポータル等で利用申込が必要です。

利用のメリット

- 就職や転職、引っ越しをしても保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードで受診できます。（保険者への届け出は引き続き必要です。）
- 紙の保険証よりも、医療費を20円節約できます。
- 同意すれば、初めての医療機関等でも、特定健康診査情報や薬剤情報が医師等と共有できます。
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費を見ることができます。



※現在お持ちの保険証は最長令和7年12月1日まで使用できます。令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手持にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、医療を受けることができます。

国民健康保険料は納期内に納めましょう!!

～口座振替をお勧めします～

保険料を滞納すると、次のようなことが生じます。

- ① 督促を受けたり、延滞金が増加されたりします。
- ② 督促状発送後の保険料等の徴収は、京都地方税機構が行います。



◎すべての国保事業は、国保加入者の保険料と補助金により運営をしています。